

平成 30 年 9 月 5 日現在

機関番号：32689

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2014～2017

課題番号：26380018

研究課題名(和文) 文化的実践としての「被害」と「法」

研究課題名(英文) Injury and Law as Cultural Practice

研究代表者

和田 仁孝 (WADA, YOSHITAKA)

早稲田大学・法学大学院(法務研究科・法務教育研究センター)・教授

研究者番号：80183127

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,600,000円

研究成果の概要(和文)：「被害」の観念は、実は文化によって異なるいわば文化的に構成された概念と言える。被害が生じたとき、何が被害の内容を構成しているのか、その理解をもたらした文化的要因は何か、それに伴う責任を人々はどのように認識していくのか、これらは文化によっても、状況によっても、個人によっても微妙に異なってくる。しかもやはり文化的構成物である法や裁判は、この「被害者」の認識に強く影響すると共に、逆に被害者の認識によって揺らいでいくこともある。本研究では、こうした法言説と、人々の被害、責任認識の相互関係について、医療事故や震災等を素材に検討しそのメカニズムを検証したものである。

研究成果の概要(英文)：The perception of injury is nothing but a culturally constructed conception. When people feel injury happens to them, what cultural elements construct their injury perception, cause of it and responsibility emerged from the incident are examined closely based on qualitative data of medical malpractice victims and physicians. This construction of meaning of injury differs depending on the person's gender, age, nationality and occupations. This research examined this construction process based on social constructionist perspective.

研究分野：法社会学

キーワード：被害 実践 ナラティブ 法 事故

1. 研究開始当初の背景

本研究は、David Engel および M. Maccan らアメリカの指導的法社会学者による Injury as Cultural Practice と名付けられた国際共同研究プロジェクトのメンバーであり、一方で理論枠組みを構成する議論を実施しつつ、各メンバーがそれぞれの領域で個人研究を実施し持ち寄る形での研究であり、本研究はこの一環である。アメリカ法社会学会年次大会時などで既に準備的会合をもっているほか、日常的に電子メールで議論を行っていた。被害から請求が生成していく過程については、Sarat や Felstiner の Naming, Blaming, Claiming モデルが広く知られている。「被害」の認識を文化的言説に支配された実践過程として通文化的な比較研究を試みるのが、上記プロジェクトであり、本研究はそのサブプロジェクトとして「日本における被害と法の文化的実践」について検証しようとするものであった。

2. 研究の目的

人身被害が発生した場合、その被害に対し、いかなる意味を付与し、何に原因ないし責任を求めていくかは、すぐれて文化的な実践であると言える。これについては、法社会学の領域では、Austin Sarat や Felstiner による Naming, Blaming, Claiming モデルが、有益な基本枠組みとしての示唆を与えてくれるが、申請者および David Engel らの試みは、この Naming, Blaming, Claiming の過程について、社会構成主義的ナラティブ・アプローチを採りつつ、文化的な実践過程として比較検証を試みようとするものである。

具体的には、1) 医療事故と、2) 東日本大震災に関わって生じた多様な人身被害(幼稚園児死亡事案など)を中心に、さらには3) 人身被害を超えた原発による「被害」一般についても比較検討のため対象とし、当事者への面接調査を通じて、1) 我が国における被害の文化的意味構築の特質と、2) それをもたらす法制度との接触の意味構築、3) 法制度(法システム運用者)側の被害をめぐる意味構築過程を明らかにしようとするものである。その成果は、Engel らが米国やタイで実施予定の研究との比較研究へと展開することが予定されている。

本研究における「被害と法の文化的実践」は、次の3つの部分から構成されるが、それは我が国司法が直面する司法の社会的機能をめぐる課題をも背景としている。

1) 「被害」と「責任」の概念が、どのような文化的言説に影響されつつ構成されていくかについての検証。これは、「被害認知の構成」「帰責認知の構成」にかかわる文化的実践の検証として、本研究の基盤をなす。

2) 法システムとの接触の意味と態様の検証。要求の表出行動が法システムないし代替システムに対してなされる際に、被害者が構成している「法制度の意味」の検証を試みる。

3) さらに、そうした意味付与に直面した法システムの側(裁判所の判決行動、弁護士の相談行動等)が、法の意味をいかに変容、再構築していくかについての検証を行う。

本研究は、このように理論的には国際的協働のなかで比較可能性を担保しつつ、医療崩壊への影響や原発被害をめぐる今までにない補償概念の構築など、我が国司法が直面する課題領域で展開することにより、理論的かつ社会的寄与も視野に収めた研究として構成し企画したものである。

3. 研究の方法

「被害」「責任」に関する認知科学、心理学、社会学等の文献、医療事故に関する司法の意義と限界を理論的・実証的に分析した文献、震災時事故、原発事故に関する多様な先行研究や調査データの収集と分析、米国、タイなど国際研究プロジェクト参加の国研究者との中間的知見の交換、などを通して理論枠組みを構成し、それに適切的な調査のデザインと準備を行った。

その上で、質的データの収集のための調査を実施した。調査については、具体的には次のような形で実施した。医療事故領域では、医療事故被害者のみならず、可能な限り事故に関わった医療者側へのインタビューを実施し、「被害」「責任」の観念がいかに構築されていくか、そこに影響した言説的枠組みおよび社会的条件を確認した。原発事故については、やはり多くの被害者にインタビューを行うとともに、相談に应对した弁護士へのインタビューも行った。

これらの実証調査を踏まえ、次の諸点につき成果をまとめ、論文、学会発表などの形で公表してきた。「被害」「責任」「要求表出」をめぐるナラティブ・アプローチに基づく法社会学的論の枠組みの構築。とりわけ、個人の具体的語りと、被害者コミュニティにおける「被害」「責任」の支配的ナラティブ、そして社会で概ね共有された一般的範型的ナラティブの諸次元の各構造と交錯・変容過程をモデルとして抽出する。被害者側が構築する「被害」「責任」の意味に直面して、法曹、および法制度側の「被害」「責任」をめぐる意味がいかに変容、再構築されるかにつき、上記と同じアプローチで、その意見をまとめる。以上の成果を、国内外の学会で公表するほか、論文として発表を行った。

4. 研究成果

医療事故当事者を中心とするインタビューデータおよび対照群としての一般人のデータを次の様な枠組みで分析してきた。

1) 一般に「被害」「責任」「要求」の語りがいかにカテゴライズされているかを検証し、社会で共有された支配的ナラティブの構造を検討した。一定の共有制はある者の、それらが階層やジェンダーなどいくつかの要因に即して変移する子とも明らかとなった。

2) 次に実際に被害に直面した当事者が、子の一般的支配的言説概念を超えて、それら観念をいかに再構築していくか、そこにまた、法や判決を含む共有された支配的言説の物語が作用しているかを検討した。3) さらに法や判決の言説が、逆にそうした一般的な支配言説と、ここの当事者の個別的語りの構成をいかに取り込み、変容し、また抑圧するかについて、判決の文言などを素材に検討した。これらを検討を通して、法と社会内で共有された言説の相互循環過程と、その過程の行方に関して、ひとつの、時には大きな変動要因として、時には一般的意味構築解消されてしまう、個人的経験の語りの関係を見極めてくることができた。

これらの分析結果を踏まえ、次の諸点につき成果をまとめ、論文、学会発表などの形で公表してきた。「被害」「責任」「要求表出」をめぐるナラティブ・アプローチに基づく法社会学的論の枠組みの構築。とりわけ、個人の具体的語りと、被害者コミュニティにおける「被害」「責任」の支配的ナラティブ、そして社会で概ね共有された一般的範型的ナラティブの諸次元の各構造と交錯・変容過程をモデルとして抽出する。被害者側が構築する「被害」「責任」の意味に直面して、法曹、および法制度側の「被害」「責任」をめぐる意味がいかに変容、再構築されるかにつき、上記と同じアプローチで、その意見をまとめる。以上の成果を、国内外の学会で公表するほか、論文として発表を行った。5. 主な発表論文等
(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 5件)

Yoshitaka Wada, Rethinking the Meaning of Damages and Disaster, 査読有、16-2, 2015, 194-220

和田 仁孝, フランスの無過失補償制度とメディエーション、文化連情報、査読無、45号 2016、54-56

和田 仁孝, スウェーデンの非責任追求型補償制度、文化連情報、査読無、455号 2016、60-65

和田 仁孝, 臨床知としての法社会学、査読無、法と社会研究、2巻、2016、1-22

和田 仁孝, 家事調停における対話促進スキルの適合性、査読無、ケース研究、327巻、2016、38-69

〔学会発表〕(計 4件)

Yoshitaka Wada, Voices of Disputants avoiding Litigation, The Oven Bird's Song Conference, 2015, Buffalo, SUNY

Yoshitaka Wada, New Approach to Med-Mal Death Case Investigation in Japan, 4th Meeting of East Asian Law and Society, 2015, Tokyo, Waseda University

Yoshitaka Wada, Incommensurability in Constructing meaning of Injury in Medical Settings, Law and Society Association Annual Meeting, 2016, Seattle

Yoshitaka Wada, Oven Bird's Song from Another Cultural Perspective, Law and Society Association Annual Meeting, 2017, Mexico City

〔図書〕(計 4件)

和田 仁孝、交通事故紛争処理実践の多元的意味構造:「認知された共同体」と紛争の意味、信山社、
上石圭一編、現代日本の法過程〔宮澤節生先生古稀記念〕下巻、2017、5-26

Yoshitaka Wada, Imagined Community and Litigation Behavior, Cambridge University Press, Mart Nell Trautner ed. Insiders, Outsiders, Injuries, &Law, 2018, 237-261

Yoshitaka Wada, Incommensurability and Power in Constructing the Meaning of Injury at the Medical Malpractice Disputes, Cambridge University Press, Anne Bloom, David Engel, Michael McCann eds. Injury and Injustice: The Cultural Politics, 2018, 135-153

和田 仁孝、和解の文脈負荷性と暗黙の次元、信山社、豊田 愛祥他編、和解は未来を創る、2018、93-108

〔産業財産権〕

出願状況(計 0件)

名称:
発明者:
権利者:
種類:
番号:
出願年月日:
国内外の別:

取得状況(計 0件)

名称:
発明者:
権利者:
種類:
番号:
取得年月日:
国内外の別:

〔その他〕
ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

和田 仁孝 (WADA Yoshitaka)
早稲田大学・大学院法務研究科・教授
研究者番号：80183127

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

()

研究者番号：

(4) 研究協力者

()